平成２６年（フ）第１５５号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町5265番地の５
債務者　檜山　　実
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８号
茨城県水戸市見和３丁目1398番地の57
債務者　和田　　仁
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
大阪府吹田市江坂町５丁目６－５－１、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目４番10号
債務者　新宅　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１５号
兵庫県姫路市花田町加納原田76番地２
債務者　松本　誠史
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７４号
広島市西区楠木町１丁目８番３―402号
債務者　稲葉　暁省
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３７号
広島県東広島市西条町森近781番地２
債務者　猫安　幸治
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６３号
広島市安佐南区中須１丁目56番３号　ベルグランフロイデ202号
債務者　茶林　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６７号
広島県東広島市西条町下見3004番地２　フェニックス下見Ｂ102号
債務者　板倉　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７５号
広島市中区鶴見町８番７―401号
債務者　崎田　裕子（旧姓宇塚）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９８号
広島市南区霞１丁目５番３―601号　Ａ－１棟
債務者　平野　朋聡
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１６号
広島市東区二葉の里２丁目７番14―803号
債務者　山内　敏子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３３号
広島市佐伯区美の里１丁目４番14号
債務者　木口　雅文
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１号
山梨県山梨市小原西224番地の１
債務者　窪田　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
山梨県甲府市貢川２丁目２番11号
債務者　浅川貴代美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
長野県塩尻市大字広丘吉田878番地11　フレグランスロジュマン90―101号
債務者　坂上由紀雄
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６８８号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目１番35号　シティコーポ尾頭橋３号館1107号
債務者　鈴木　雅代
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１号
佐賀県小城市小城町晴気489番地
債務者　於保　昌子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係